

## 告示

### 埼玉県告示第二百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー入曾店

埼玉県狭山市水野字月見四百六十三―一、四百六十三―三、四百七十二

―一、四百七十五―一、四百八十二―一、四百八十二―三以上六筆

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前） 有限会社月見野不動産管理開発 代表取締役 水越勝洋

埼玉県狭山市大字水野四百七十四番

（変更後） 有限会社月見野不動産管理開発 代表取締役 水越恵美

埼玉県狭山市大字水野四百七十四番

##### ハ 変更年月日

平成二十七年一月一日

##### ニ 届出年月日

令和四年二月二十二日

#### 二 縦覧期間

令和四年三月二十二日から令和四年四月二十二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和四年三月二十二日から令和四年七月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課